

令和5年度家庭的保育事業等の指導監査結果

第1章 指導監査の方針

1 指導監査の意義と目的

家庭的保育事業等では、児童福祉法による事業目的に沿って、サービスの質の向上に努めながら、利用者に適切な処遇を行うことが求められます。また、安定的、継続的な事業運営及びコンプライアンス重視の姿勢が不可欠です。

こうしたことから、盛岡市では、児童福祉法第34条の17及び児童福祉法施行令第35条の4その他関係法令の規定に基づき指導監査を実施しています。

2 家庭的保育事業等に係る指導監査重点事項

I 適切な利用者処遇の確保について

- (1) 苦情受付窓口設置等の苦情解決体制の整備及び苦情に対する具体的な対応状況
- (2) 事故発生、再発防止のための取組及び施設内の安全管理の状況（乳幼児突然死症候群（SIDS）対策を含む。）
- (3) 施設内感染症対策（予防及び発生時）の実施状況

II 職員処遇の充実等について

- (1) 職員倫理及び利用者処遇に係る職員研修の実施状況
- (2) 職員の確保及び定着化への取組状況

III 健康・安全・給食について

- (1) 健康の保持増進に関する取組状況
- (2) 火災・地震・水害・土砂災害等を含む非常災害対策の取組状況
- (3) 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況

第2章 指導監査の結果

1 指導監査の実施状況及び指摘事項の概要等

(1) 令和5年度指導監査の実施状況等

所管施設数（家庭的保育事業等）（A）…28施設（令和6年3月31日現在）

指導監査実施施設数（B）…28施設

所管施設数に対する指導監査実施施設数の割合（B） / （A） × 100 = 100.0%

令和５年度			施設数	実施施設数に対する指摘等の割合
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数			18	64.3%
(内訳)	文書指摘のみ		(2)	(7.1%)
	口頭指導のみ		(11)	(39.3%)
	文書指摘及び口頭指導		(5)	(17.9%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数			10	35.7%
指導監査実施施設数			28	

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

<指摘事項の内容及び件数>

	文書指摘	口頭指導	合計	割合
適切な児童処遇の確保の状況	0	6	6	17.6%
1 処遇計画の策定状況	(0)	(1)	(1)	(2.9%)
2 苦情受付窓口の設置など苦情解決処理への対応状況	(0)	(3)	(3)	(8.8%)
3 全体的な計画を編成し、それに基づく指導計画の作成状況	(0)	(2)	(2)	(5.9%)
施設の運営管理体制の状況	5	12	17	50.0%
1 管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況	(0)	(11)	(11)	(32.4%)
2 直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保の状況	(5)	(1)	(6)	(17.6%)
必要な職員の確保と職員処遇の状況	0	4	4	11.8%
1 職員への健康診断等健康管理の実施状況	(0)	(1)	(1)	(2.9%)
2 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況	(0)	(3)	(3)	(8.8%)

防災対策への取組状況	2	5	7	20.6%
1 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制の確保状況	(0)	(3)	(3)	(8.8%)
2 非常災害計画の項目及び実効性	(2)	(0)	(2)	(5.9%)
3 消火訓練及び避難訓練の実施状況	(0)	(1)	(1)	(2.9%)
4 その他	(0)	(1)	(1)	(2.9%)
合計件数	7	27	34	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合があります。

2 主な指摘事項

令和5年度の指導監査において、確認された指摘事例を抜粋して紹介します。

事例 番号	分類	指摘内容	項
1	管理規程、経理規程等の整備 及び運用の状況	運営規程に規定すべき項目について、不足がある又は 実態と整合していない	5
2	直接処遇職員等配置基準に基 づく必要な職員の確保の状況	保育に直接従事する職員の配置について、不足して いる	6
3	通勤・住宅手当等の各種手当 の規定及び支出の状況	職員に支給している手当について、支給根拠が不明 確である	7
4	非常災害計画の項目及び実効 性	新たに浸水想定区域へ指定されたが、計画を策定し ていない	8

<用語解説>

基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）	
家庭的保育	家庭的保育事業	
小規模A型	小規模保育事業A型	
小規模B型	小規模保育事業B型	
小規模C型	小規模保育事業C型	
事業所内型	事業所内保育事業	
保育士 配置数	基準第29条等に定める職員の配置基準（新）※	
	年齢等	保育士の配置数
	乳児	おおむね3人につき1人
	1歳以上3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人
	3歳以上4歳未満の児童	おおむね15人につき1人
	4歳以上の児童	おおむね25人につき1人
	※経過措置として、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないものと しています。	
	基準第29条等に定める職員の配置基準（従前）	
	年齢等	保育士の配置数
	乳児	おおむね3人につき1人
	1歳以上3歳未満の幼児	おおむね6人につき1人
	3歳以上4歳未満の児童	おおむね20人につき1人
	4歳以上の児童	おおむね30人につき1人

事例番号	1	分 類	管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況
指摘内容	運営規程に規定すべき項目について、不足がある又は実態と整合していない		
指 摘 例	(1) 運営規程に規定すべき「職員の職種、員数及び職務の内容」について、嘱託医が規定されていないことを確認したので、規定すること。 (2) 運営規程に規定している次の事項について、実態及び重要事項説明書と差異があることを確認したので、整合を図ること。 ・保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額（卒園準備）		
解 説	運営規程に定めておく必要のある項目が不足又は実態と即していない事例です。 運営規程において定めておかなければならない項目は次の11項目です。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他事業の運営に関する重要事項 これら項目のうち、③においては、園長、保育士、保育従事者、嘱託医、調理員など、職員の職種、員数及び職務内容について記載してください。また、④については、保育の提供を行う日時及び行わない日を明確に記載してください。 参考通知 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年9月5日付け雇児発0905第2号）		
改善方法	各施設において定めている運営規程に定めるべき項目に不足や誤りがないか確認の上、不足等がある場合は、改正手続きを行ってください。		
基 準	第18条（家庭的保育事業所等内部の規程）		

事例番号	2	分 類	直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保の状況
指摘内容	保育に直接従事する職員の配置について、不足している		
指 摘 例	特定の時間帯において、保育従事者の配置が不足している事例を確認した。家庭的保育事業等の設備及び運営の基準において必要な保育従事者の人数が規定されていることから、適正に保育従事者を配置すること。		
解 説	保育している児童に対して必要な保育従事者の人数が足りていなかった事例です。 保育従事者の配置基準は実施事業によって異なりますが、いずれの事業であっても、その施設は乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごす場所であることから、それぞれの保育サービスの質を確保する観点から必要な人数を定めているものです。 事業別の必要な保育従事者は参照のとおりです。いずれの事業においても、必要とされている保育従事者を配置し、きめ細かな保育の提供を行うようにしてください。		
改善方法	事業種別の必要配置数を確認の上、必要な保育従事者を配置してください。		
基 準	第23条（家庭的保育） 第29条（小規模A型） 第31条（小規模B型） 第34条（小規模C型） 第39条（事業所内型（保育所型）） 第47条（事業所内型（小規模型））		

参照 保育士等配置基準

事業の種別	保育従事者数	資格	備考
家庭的保育	乳幼児1人につき1人 （家庭的保育補助者を置く場合は、乳幼児5人）	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者）	－
小規模A型	<u>保育士配置数</u> ＋1名	保育士	保健師、准看護師又は看護師のうち1人まで保育士とみなす
小規模B型	<u>保育士配置数</u> ＋1名	保育士 （保育従事者の3分の2以上＋家庭的保育補助者）	保健師、准看護師又は看護師のうち1人まで保育士とみなす
小規模C型	乳幼児3人につき1人 （家庭的保育補助者を置く場合は、乳幼児5人につき2人）	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者）	－
事業所内型（保育所型）	<u>保育士配置数</u> （1施設につき2人を下ることはできない。）	保育士	保健師、准看護師又は看護師のうち1人まで保育士とみなす
事業所内型（小規模型）	<u>保育士配置数</u> ＋1名	保育士 （保育従事者の3分の2以上＋家庭的保育補助者）	保健師、准看護師又は看護師のうち1人まで保育士とみなす

事例番号	3	分 類	通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況
指摘内容	職員に支給している手当について、支給根拠が不明確である		
指 摘 例	給与規程に規定していない次の手当を支給している事例を確認した。支給根拠が明確ではない手当を支給していることから、規程と実態の整合を図ること。 ・〇〇手当		
解 説	職員へ支給している様々な手当のうち、支給根拠が曖昧なまま支給されている手当があった事例です。 各種手当については、支給がある場合は、就業規則又は別に定める規則（給与規程等）に「臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項」として規定する必要があります。そのため、就業規則等で支給根拠を明確にした上で、各種手当を支給するようにしてください。 なお、就業規則や給与規程等を改正した場合は、労働基準監督署に届け出る必要があることに留意してください。就業規則の作成、届出等の義務が必要な事業所については、参考のとおりです。 手当の支給に限らず、労働関係に関しては、就業規則として職場でのルールを定め、労使双方がそれを守ることによって労働者が安心して働くことができ、労使間の無用のトラブルを防ぐことにつながります。		
改善方法	支給している手当が、就業規則等に定められているか又は規定と実態に差異がないか確認の上、不足等ある場合は改正等を行ってください。		
基 準 等	第19条（帳簿の整備）、労働基準法第89条、労働基準法施行規則第5条		
参 考	就業規則の作成等の義務について 常時10人以上の労働者（パートを含む。）を使用している使用者は、事業所ごとに就業規則を作成し、又は変更について労働基準監督署に届けなければなりません。 （1企業で2以上の営業所、店舗等を有している場合、企業全体の労働者の数を合計するのではなく、それぞれの営業所、店舗等を1つの事業場としてとらえます。） なお、作成した就業規則は、労働者の一人ひとりへの配付や職場の見やすい場所への掲示等により労働者に周知しなければならないことに留意してください。 また、就業規則の作成等の義務のない事業所であっても就業規則を作成しておくことが望ましいとされています。就業規則を定めない場合は、少なくとも労働条件の書面に明示し、説明の上、交付を行ってください。 参考通知 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成26年7月24日付け雇児発0724第1号）		

事例番号	4	分 類	非常災害計画の項目及び実効性
指摘内容	新たに浸水想定区域へ指定されたが、計画を策定していない		
指 摘 例	水害・土砂災害等を含む非常災害対策計画（兼避難確保計画）について、計画を作成していないことを確認した。水害の発生に備え現在の体制に基づいた非常災害対策計画（兼避難確保計画）を策定し、速やかに本市子育てあんしん課あて提出すること。		
解 説	平成28年 8 月に岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生を受け、厚生労働省から発出された「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年 9 月 9 日付雇児総発0909第 2 号）において、「非常災害に関する具体的な計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。」と通知されています。 非常災害対策計画に盛り込む項目としては、次の項目が示されています。 ① 施設等の立地条件（地形等） ② 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等） ③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ④ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等） ⑤ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等） ⑥ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ⑦ 避難方法（利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等） ⑧ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員 非常災害対策計画は、実際に災害が発生した際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、内容については、職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有してください。また、新たに浸水想定区域等に指定される場合もあるので、本市危機管理防災課等の通知は欠かさず確認してください。		
改善方法	上記の項目を含む水害・土砂災害（該当する災害）、地震等にも対処した非常災害対策計画を策定し、避難訓練を実施してください。また、避難訓練を通じ非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行ってください。		
基 準 等	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年 9 月 9 日付雇児総発0909第 2 号）		

第3章 適正な施設運営のために

家庭的保育事業者等がその事業の目的に沿って事業の公共性と適正な運営を確保するためには、「児童福祉法」をはじめ、「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準」や「保育所保育指針」及びこども家庭庁通知等をよく理解し遵守しなければなりません。

事業の運営は、公費を主たる財源として行われる極めて公共性の高いものであることから、その経理状況及び経営状況を常に明らかにし、会計の透明性と公平性を確保する必要があります。

また、利用者の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するためには、保育の質の向上に努めなければなりません。そのためには、「計画の作成」・「実践」・「保育士及び保育所の自己評価」・「改善」のサイクルを繰り返し、外部研修や内部研修を行うことで、職員の資質の向上に努める必要があります。

市としても、家庭的保育事業等における保育の質の向上や適切な事務処理等が行われるよう、事業運営に有効となる情報提供等を行っていきたいと考えています。

今後とも、家庭的保育事業等を利用している乳幼児の最善の利益を第一に事業運営を行うようお願いします。